

令和7年度 議会運営委員会行政視察報告

1. 視察期間 令和7年4月15日（火）～16日（水）

2. 出席者

委員長 石塚 猛 副委員長 松尾 伸子

委員 本目 さよ、石川 義弘、寺田 晃、中嶋 恵、秋間 洋

議長 高森喜美子、副議長 小坂 義久

3. 視察先及び調査事項

（1）愛知県豊橋市 議会運営について

（2）静岡県三島市 議会運営について

4. 調査の概要

別紙のとおり

【愛知県豊橋市】

1. 市の概要

人 口 365,818人（令和7年2月1日現在）

面 積 262.00km²

主な特色

- ・ 県東部に位置し、東は弓張山系を境に静岡県と接し、南は太平洋、西は三河湾に面する。
- ・ 戦前は製糸のまちとして、また軍都として栄えたが、現在は自動車の輸出入ともに世界トップクラスの三河港があり、その周囲に広がる臨海工業地帯では自動車産業を中心として製造業が発展している。

2. 調査事項

〈委員会のオンライン開催について〉

(1) 経緯

令和2年4月に総務省から「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」の通知が発出されたことを受け、委員会のオンライン開催について、議会運営委員会とその理事会等で検討を開始した。

その後の協議・検討を経て、オンライン開催の導入については、必要に応じて改めて提案を行うこととなっていたが、令和4年に入り、市内の感染者数が急増する中で、一部の議員からオンライン開催を踏まえた委員会条例の改正を提案されたことを受け、委員会条例の改正とオンライン開催の実施要領の検討を改めて進めることとなった。

その後、令和4年6月定例会での議決を経て、実際に委員会条例を改正するとともに、合わせて「オンラインによる調査研究のための委員会開催に関する実施要領」を策定し、具体的な運用方法を定めた。

令和7年4月に改めて条例改正を行い、感染症がまん延している場合の緊急避難的な規定ではなく、災害の発生等や感染症のまん延等により、参集不可の際にオンライン開催が可能となるよう、適用範囲を拡大した。

(2) 条例改正の主な内容

① 条例改正（令和4年）

委員会条例の改正にあたり、以下の規程を追加している。

・ 第11条の2（委員会の開会方法の特例）

委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延または災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で、調査研究のための委員会を開くことができる。ただし、第61条第1項の秘密会は、この限りでない。

② 条例改正（令和7年）

委員会条例の改正にあたり、以下の下線のとおり文言を修正している。

・ 第11条の2（委員会の開会方法の特例）

委員長は、大規模な災害等の発生等または重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で、調査研究のための委員会を開くことができる。ただし、第61条第1項の秘

密会は、この限りでない。

(3) 実施要領の主な内容

委員会条例に規定したオンラインによる方法を活用した調査研究のための委員会を開催するにあたり、以下のとおり定めている。

①実施対象

調査研究のための委員会を対象とする。

②開催にあたっての基本的な事項

・オンライン出席の要件

ア 市議会新型コロナウイルス感染症対処方針により自宅待機となった場合

イ 新型コロナウイルス感染症と同等以上の警戒体制を要する感染症に罹患した場合

ウ 災害の発生等により委員会条例に定める欠席事由に該当するが、通信環境等は確保されている場合

・開会前の本人確認

オンライン出席の委員については、開会前に映像及び音声をもって本人確認を行う。

③オンライン出席の申請と許可

原則として開催日前日までに、所定の様式またはメールで申請し、委員長の許可を得る。

④表決の方法

会議の開会場所に参集している委員については起立により、オンライン出席の委員については挙手により表決を行う。

⑤委員長の権限

委員長は、オンライン出席の委員に対して、委員会条例に基づき発言の禁止または退場の措置を行う場合は、音声または映像の遮断を行うことができる。

⑥オンライン出席の委員の責務

オンライン出席の委員は、情報セキュリティ対策を適切に講じ、委員以外の者がいない場所から会議に出席する。

⑦通信障害時の対応

委員長は、オンライン出席の委員について、5分間以上の通信遮断があった場合は、オンライン出席不可とみなし、退出させることができる。

⑧会議録等への記載

会議録においては、オンライン出席の委員について、オンラインにより出席していたことが分かるよう記載する。

(4) 運用事例

①令和4年8月2日 福祉教育委員会

当日朝に、委員1名から発熱のためオンライン出席を希望する申し出があった。原則として前日までの申し出が必要であったが、急遽、正副委員長による協議及び本委員会の各会派代表者による協議を経て、該当委員のオンライン出席を許可した。

その後、該当委員との試験通信を実施したうえで、定刻どおり委員会を開会した。

なお、当日はユーチューブの音声委員会室に流れたり、オンライン出席の委員の音声が委員会室のプロジェクターから出力されないといった技術的な問題が生じた。

②その他の事例

調査研究のための委員会ではないが、防災訓練の一環として、以下の会議等をオンライ

ンで開催した。

・令和5年12月22日

議員全員協議会、正副議長・総務委員会正副委員長による協議、総務委員会各会派代表者会議

・令和7年3月13日、3月26日

全議員によるウェブ会議システムへの接続訓練

(5) 課題

①技術的な課題

ユーチューブを用いた映像配信とウェブ会議システムの安定稼働のための環境整備が必要である。

②制度的な課題

大規模災害の発生等のリスクを踏まえ、令和7年に委員会条例を改正したものの、実施要領については未だ改定がなされていない。

また、標準市議会委員会条例においては、育児や介護等のやむを得ない事由による委員会のオンライン開催について規定されているものの、豊橋市議会委員会条例においては規定されていない。

〈政治倫理条例について〉

(1) 目的

議員が市民全体の代表者として遵守すべき政治倫理に関し、必要な事項を定めることによって、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(2) 経緯

平成24年の議会運営委員会において、市民に向けた情報発信や議会運営の在り方について見直しを行うために、議会改革に関する特別委員会の設置の提案があり、同年6月に「議会活性化等調査特別委員会」が設置された。同年8月に同委員会委員から政治倫理条例の制定の提案があり、本提案をもとに検討を重ね、平成26年に条例が制定された。

その後、ハラスメントに対する意識の高まりなどを踏まえ、条例のより効果的な運用等のため、令和7年に条例の改正を行うとともに、条例の逐条解説を作成した。

(3) 条例の構成

【豊橋市議会議員政治倫理条例】（平成26年3月28日施行、令和7年3月28日改正）

| | |
|----------------|-------------------------|
| 第1条 目的 | 第9条 審査会の記録 |
| 第2条 議員の責務 | 第10条 審査結果の通知 |
| 第3条 政治倫理基準 | 第11条 意見書 |
| 第4条 審査の請求 | 第12条 審査結果の公表及び審査会の記録の公開 |
| 第5条 審査会の設置 | 第13条 審査会の記録の保存年限 |
| 第6条 審査会の組織 | 第14条 審査結果に関する措置 |
| 第7条 審査会の審査 | 第15条 守秘義務 |
| 第8条 被請求議員の協力義務 | 第16条 委任 |

(4) 条例改正の主な内容

令和7年の条例改正では、議員からの提案により、以下の規程を追加している。

・第3条（政治倫理基準）

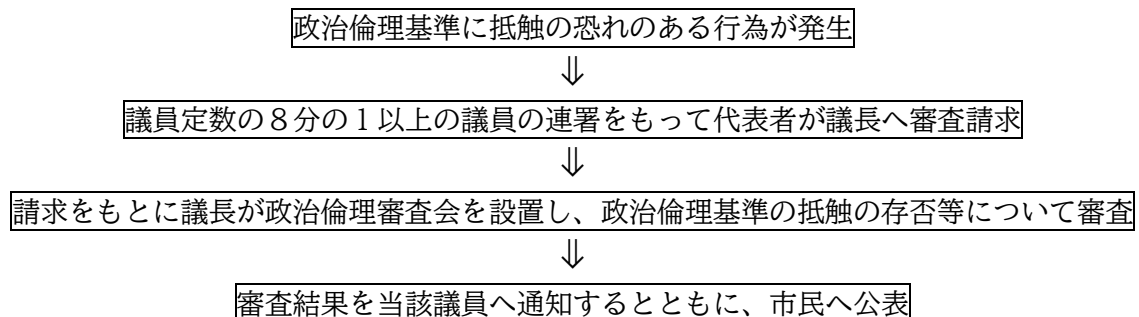
- (7) 議員の地位を利用して、強制、強要、圧力をかける行為、ハラスメント、差別その他の人権侵害の恐れのある行為をしないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力に関与しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、議員一般又は議会全体に対する市民の信用を失墜させる行為を行わないこと。

(5) 政治倫理基準の内容

第3条により、以下の9項目を設けている。

- ①市等の処分・契約への働きかけの禁止
- ②政治的・道義的批判を受ける恐れのある寄附の受領の禁止
- ③地位を利用した金品の授受の禁止
- ④職員への不当な働きかけの禁止
- ⑤職員の人事への働きかけの禁止
- ⑥事実に基づく発言・情報発信
- ⑦ハラスメント等人権侵害の恐れのある行為の禁止
- ⑧反社会的勢力への関与の禁止
- ⑨信用失墜行為の禁止

(6) 審査会による審査の流れ



(7) 課題

政治倫理審査会の審査を経て、自己の行為が政治倫理基準に抵触しているとされた場合には、当該議員は審査結果を尊重し、政治倫理確保のための必要な措置を講じなければならないとされているが、講じない場合の罰則規定等はなく、強制力は乏しい。

3. 主な質疑応答

〈委員会のオンライン開催について〉

(問) 令和4年8月2日の事例において、事務局の対応として大変だった点はあるか。また、次回に向けて改善すべき点があれば教えてほしい。

(答) 開会までの機器等のセッティングで人手が不足していた。今後開催することがあれば、開

会中の機材トラブル等に備え、職員配置の見直しを検討したい。

(問) 本会議のオンライン開催については、検討の動きなどはあるのか。

(答) 一般質問に関しては、オンライン化について、議会運営委員会理事会の中で協議を行ったが、他自治体の状況や第三者の関与の問題等を考慮し、また、議員からも要望がないことから、具体的な検討には至っていない。

〈政治倫理条例について〉

(問) 第3条(6)において、議員としての発言または情報発信は確たる事実に基づいて行うこととされているが、様々な主張をする議員がいる中で、条例制定時にはどのような議論がなされたのか。

(答) 当時は議員による発言取り消しが多かったことから、事実に基づいて発言等を行う重要性を示すため、項目として設けることとなった。議論としては、事実かどうかの判断を政治倫理審査会の中で行うのは困難であることから、議員が遵守すべき規範的なものとしてとらえるべきといった考えが示された。

4. まとめ

豊橋市における委員会のオンライン開催の導入は、新型コロナウイルス感染症対策を契機として検討が開始されたが、条例改正を経て、感染症のみならず、災害等の発生時でも対応が可能となるようアップデートされており、今後起こり得る大規模災害等を見据えた制度面での体制整備がなされているという点で大きな意義がある。また、実施要領の作成は、オンライン開催にあたっての基本的な事項が明文化されることで、開催時の事務手続き等が円滑となることから、効果的な取り組みだと感じた。一方で、育児や介護等の事由によるオンライン開催については、現状では規定されていないことから、今後どのような取り扱いをするのか、動向を注視していきたい。

また、政治倫理条例について、行為を是正する強制力といった点では課題があるものの、議員自身が政治倫理基準の項目について提案を行い、条例改正がなされたという点は興味深く、住民からの信頼を醸成する取り組みとして参考となった。

大規模災害等に備えた議会運営や議員の政治倫理の向上といった事項は、全国の自治体に共通する課題だと言える。そうした状況における豊橋市の委員会のオンライン開催の導入や、政治倫理条例の制定といった取り組みは、非常に有意義であり、本区議会においても大変参考となった。



視察の様子



豊橋市議会議場にて

【静岡県三島市】

1. 県の概要

人 口 104,803人（令和7年1月31日現在）

面 積 62.02km²

主な特色

- ・県の東部、富士箱根伊豆国立公園の西の玄関口に位置し、古くは伊豆国の国府が置かれ、東海道の宿場町、三嶋大社の門前町として栄えた。
- ・東京まで新幹線で1時間、箱根まで車で20分の距離にあり、三島駅にはJR線と伊豆箱根鉄道が乗り入れ、県東部地域の交通拠点になっている。

2. 調査事項

〈議会基本条例について〉

（1）目的

二元代表制の下、議事機関である議会の役割と責務を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

（2）経緯

議会改革の一環として、平成17年から26年の間、議会改革検討特別委員会等での5次にわたる調査・研究を踏まえ、30年からの議会基本条例等検討特別委員会での協議やパブリックコメントの実施を経て、31年に議会基本条例を制定した。

条例案の作成にあたっては、県内外の6つの先進自治体の事例を参考に、三島市議会の現状等を踏まえた構成や文案を検討した。

（3）条例の構成

【三島市議会基本条例】（平成31年4月1日施行）

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動の原則等（第3条～第7条）

第3章 市民と議会との関係（第8条～第10条）

第4章 市長等と議会との関係（第11条・第12条）

第5章 政策立案等の推進（第13条～第15条）

第6章 政治倫理、議員報酬等（第16条～第19条）

第7章 議会事務局の充実等（第20条～第22条）

第8章 他の条例等との関係及び見直し手続（第23条・第24条）

（4）条例の見直し手続

条例の目的が達成されているかどうか検証を行う規程を条例中に設けている。

直近では、令和3年度に検証を行っている。

- ・第24条（見直し手続）

- 1 議会は、一般選挙により選挙された議員の任期ごとに、議会運営委員会においてこの条例の施行の状況について、市民の意見等を勘案し検証するとともに、その結果を積極的に市民等に公表しなければならない。
- 2 議会は、前項の規程による検証に基づき、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。

【令和3年度の検証の経緯と結果】

・検証方法

条文ごとに所定の評価・検証シートを用いて、取組状況の確認や課題の洗い出し等を行ったうえで、議会運営委員会での協議や議会報告会での市民意見の公募等を踏まえ、検証を行った。

・検証経緯

| 年月日 | 内容 |
|------------------|----------------------------------|
| 令和3年6月16日 | 議会運営委員会において、検証を行うこと及び検証の時期について決定 |
| 6月23日 | 検証方法及び日程について決定 |
| 7月14日 | 第8条から第10条まで検証 |
| 7月28日 | 第11条から第15条まで検証 |
| 8月11日 | 第16条から第19条まで検証 |
| 8月25日 | 第20条から第24条まで及び第1条から第7条まで検証 |
| 10月13日 | 検証のまとめの検討、議会報告会での説明内容の検討 |
| 10月28日 | 検証のまとめの検討、議会報告会での説明内容の検討 |
| 11月4日 | 全議員説明会 |
| 11月9日 ～12月12日 | 動画配信方式による議会報告会において市民意見を公募 |
| 12月17日 | 議会報告会で寄せられた意見に対する議会としての考え方の検討 |
| 令和4年1月12日 | 議会報告会で寄せられた意見に対する議会としての考え方を公表 |
| 2月2日 | 今後の検討課題の整理、検証結果報告書（案）の検討 |
| 2月15日 | 検証結果報告書（案）の検討 |

・検証結果（一例を検証結果報告書より抜粋）

| | | |
|--------|---|------------------------------------|
| 条文及び解説 | (政治倫理) 第16条 議員は、選挙により負託を受けた主権を有する市民の代表であるとの自覚の下、高い倫理観を備え、品位の保持に努めなければならない。 <第16条の解説> ここでは、議員としての政治倫理について定めています。 議員は、二元代表制の一翼を担う市の最高の意思決定機関である議会の構成員として、それぞれが市民の代表としての認識や高い道徳心と公共心を持ち、議員としての品格を保つよう努力しなければならないとしています。 | |
| 取組状況 | 議員個人の自覚に委ねられている状況 | |
| 評価 | ○ | ◎=良好 ○=概ね良好 △=要検討 ×=要改善 —=評価対象外 |
| | 個々の議員が、市民の代表としての倫理観を持ち、品位の保持に努めている。 | |
| 課題 | 高い倫理観、品位の保持というのは、議員として当然のことであるが、政治倫理条例、またはこれに類する内規を制定することで、議員の守るべき行動基準、倫理基準を明文化する例が、他の自治体議会が増えてきており、三島市議会としてもその必要性について検討することが必要。 | |
| 今後の対策 | ① 今後も市民の代表者として、議員それぞれが高い道徳心と公共心を保ち、公職にある者としての発言や情報発信においても、品格を保ち続けるよう努めていく。 ② 市議会議員倫理条例・基準などの必要性について検討する。 | |

(三島市議会資料より)

〈議会報告会について〉

(1) 目的

議会が市民等への説明責任を果たすとともに、市民等の多様な意見を的確に把握し、かつ、当該意見を議会の活動に反映させることを目的とする。

(2) 経緯

議会改革の取り組みとして、平成20年から23年の議会基本条例等検討特別委員会での協議を経て、23年より開催している。

令和3年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、会場での意見交換形式に加え、ユーチューブでの動画配信形式も採用している。

(3) 概要

①回数

～令和5年度：年6回

令和6年度～：年3回

②テーマ

報告会で取り上げるテーマは、議会報告会運営会議や委員会単位で構成される各班での

協議によって決定する。

規模の大きい統一的なテーマがある場合は、各班が同一テーマについて報告を行うが、ない場合は、各班が個別にテーマを決定して報告を行う。

【過去のテーマ（平成30年度～令和6年度）】

| 年度 | 総務班 | 福祉教育班 | 経済建設班 |
|--------|----------------------|--------------------------------|----------------|
| 平成30年度 | 人とネコが共生するまちを目指して | 医療・介護で、安全な暮らしを～地域包括ケアシステムについて～ | 三島駅南口再開発事業について |
| 令和元年度 | みんなで考えよう！ 将来の公共施設 | 幼稚園・保育園の現状とこれから | 空家対策～現状の対応と今後～ |
| 2年度 | 新型コロナウイルス感染症への対策 | | |
| 3年度 | 男女共同参画 | 高齢者への寄り添い方 | 下水道の料金改定と広域化 |
| 4年度 | 新庁舎建設について | 認知症対策について | 中心市街地活性化について |
| 5年度 | 三島市役所の建て替え | | |
| 6年度 | 議員定数について | | |

※令和3年度は、上記に加え、議会運営班にて「議会基本条例の検証について」をテーマに報告会を開催した。

③運 営

参加の申し込みは、市ホームページ上のフォームや電話等で受け付けている。

会場での意見交換では、議員もファシリテーターとして参加している。

④その他

報告会で出た意見・要望や参加人数等の実績は、市ホームページ上で公表している。

報告会で出た意見・要望の中で、特に重要なものについては、市の予算要求スケジュールを踏まえた上で、要望書として市長へ提出している。

(4) 実績（令和3年度から6年度）

| 年度 | 実績（参加者数） |
|-------|--|
| 令和3年度 | ・ユーチューブによる動画配信形式で実施 ・2テーマについて、団体とズームで実施（計16人） |
| 4年度 | 6会場で団体向けに3回（計31人）、市民向けに3回（計13人）開催 |
| 5年度 | 4会場で市民向けに各1回（計106人）開催、ユーチューブによる動画配信形式で実施 |
| 6年度 | 4会場で市民向けに各1回（計51人）開催 |

(5) 課題と今後の取り組み

開催回数に対して参加人数が多くなく、費用対効果が低いため、報告会の認知度が向上する取り組みなど、参加人数の増加につながる工夫が必要である。

令和7年度は、報告会への関心を高めるため、市内の高校生とコラボレーションした企画を検討している。

3. 主な質疑応答

〈議会基本条例について〉

(問) 条例制定の前後で、議会としてはどのような変化があったのか。

(答) 条例は市議会についての基本的な事項を定めた最高規範と言えるものであることから、制定後は、議会の役割や責務が明文化されたことで、議会として進むべき方向を議員や事務局で改めて共有することができたと考えている。

〈議会報告会について〉

(問) 報告会の開催は平日が多いのか。また、開催の様子をオンライン配信する予定はあるのか。

(答) 開催の時期は特に定めておらず、平日でも祝休日でも関係なく開催している。また、当日の様子のオンライン配信は行っていないが、後日報告書をホームページ上に掲載することで、報告会の状況が分かるようにしている。

(問) 報告会に参加する人へ向けて、託児サービスは行っているのか。

(答) 予算は確保しているが、原則としては事前に申し込みをいただいたうえで利用可能となっている。

4. まとめ

三島市の議会基本条例は、条例の見直しを条例自体に規定し、定期的に検証を行う仕組みを備えている点が特徴的である。市民の意見等も勘案しながら、随時条例改正等の措置がなされることから、社会状況の変化に応じた条例の運用が期待されるため、非常に有意義だと感じた。

また、議会報告会について、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、会場での開催に加えて、YouTubeによる動画配信での開催や、ホームページ上での意見募集の実施など、場所や時間にとらわれることなく、多くの市民が市政等に関する議論に参加できる工夫を行っている点は、非常に意義深いと感じた。参加人数の少なさという課題はあるが、対策として今後新たな取り組みも実施されることから、引き続き動向を注視していきたい。

本区議会においても、議会運営や政策立案等への住民の参画を図る取り組みは重要であり、大変参考となった。区民に信頼される、より開かれた議会を目指して、引き続き議会改革に取り組んでいきたい。



視察の様子



三島市議会議場にて